

筆の都指定居宅介護支援事業所運営規程

第1条（事業の目的）

有限会社大瀬戸ビルが設置する筆の都居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

第2条（事業の運営方針）

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 筆の都居宅介護支援事業所
- 2 所在地 安芸郡熊野町川角一丁目4番12号

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤1名、介護支援専門員兼務）

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 2 介護支援専門員 2名（常勤2名、内1名管理者兼務）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、夏期休暇8月13日から8月16日まで、冬期休暇12月30日から1月3日までは除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時まで
- 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第12条及び第13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
当事業所内相談室において行う。
- 2 課題分析の実施
 - (1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - (2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 居宅サービスの計画原案の作成
 - (1) 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - (2) 指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ること。
 - (3) 介護支援専門員は居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合であっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出すること。（平成30年10月から施行する。）
 - (4) 介護支援専門員は利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
 - (5) 介護支援専門員は医療サービスを居宅サービス計画に位置づけた際は、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付すること。
- 4 サービス担当者会議等の実施
 - (1) 居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から、専門的見地からの意見を求めるものとする。
 - (2) ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合について

ては、担当者に対する照会等により意見を求めることができるとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

- (1) 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等と連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めること。

第7条（指定居宅介護支援の利用料等）

居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合の交通費は、路程1キロメートルあたり20円を実費として徴収する。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、安芸郡熊野町の区域とする。

第9条（事故発生時の対応）

- 1 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（苦情・ハラスメント処理）

- 1 指定居宅介護支援の提供に係る利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件に提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、

及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第11条（個人情報の保護）

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第12条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第13条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、居宅介護支援専門員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、感染症予防、等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
- 2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - （2）継続研修 年2回以上
 - ①熊野町居宅介護支援事業所連絡協議会議の研修
 - ②広島県介護支援専門員連絡協議会の研修
 - ③その他の研修（虐待防止、権利擁護、感染症予防及びまん延防止に関する研修）
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社大瀬戸ビルと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- この規程は、平成17年3月1日から施行する。
- この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- この規程は、平成22年11月22日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月2日から施行する。
- この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月12日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- この規程は、平成29年6月5日から施行する。
- この規程は、平成30年5月15日から施行する。
- この規程は、令和5年8月1日から施行する。
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- この規程は、令和5年11月1日から施行する。
- この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する
- この規程は、令和6年4月25日から施行する
- この規程は、令和7年4月1日から施行する